

教育実習要領

三木町教育委員会

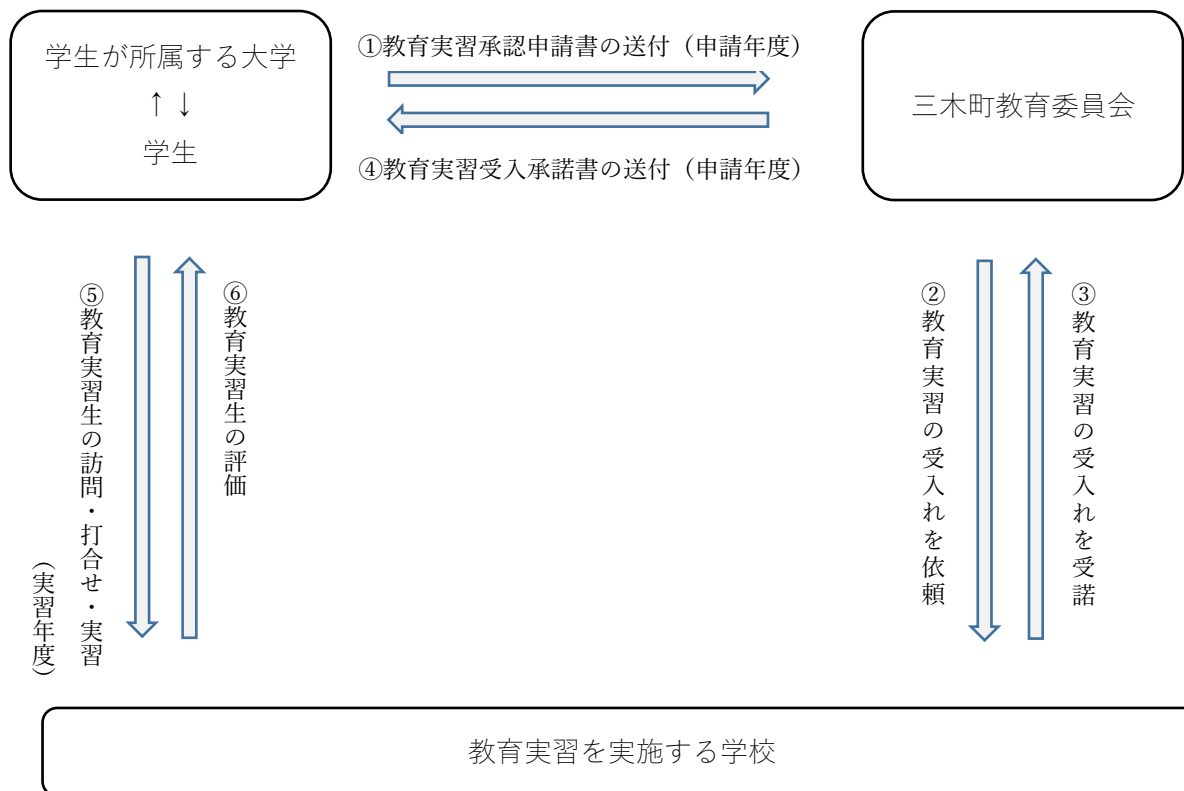
- 1 三木町立学校教育実習取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）第7条に基づき、教育実習生の申請手続きを次のように定める。
- 2 三木町立学校（幼稚園を含む。以下「学校」という。）に教育実習を依頼する大学（短期大学等を含む。以下同じ。）は、三木町教育委員会（以下「委員会」という。）の定めた取扱要綱を熟知の上、次の手続きをしなければならない。
 - （1）（大学→委員会）大学は、委員会教育長宛に、教育実習承認申請書（様式第1号）を提出すること。その際、返信用封筒を添えること。
 - （2）（委員会→大学）委員会は、受入学校を決定し、大学に教育実習受入承諾書（様式第2号）をもって通知する。
- 3 申請手続等に関する書類
 - （1）教育実習承認申請書（大学→委員会）
 - （2）大学の教育実習に関する計画、又は要項等（大学→受入学校）
- 4 教育実習生への大学での指導

大学は、教育実習生に取扱要綱の趣旨及び次の事項について、実習前に充分指導すること。

 - （1）教育実習生は、実習開始10日前までに、教育実習受入承諾書の写しをもって実習校を訪問し、実習に関する指導を受けること。
 - （2）教育実習生の服務については、原則として実習校の教員と同様とする。
 - ア 決められた時間までに出勤し、出勤簿に押印の後、所定の勤務につくこと。
 - イ 病気などでやむを得ず欠席・遅刻・早退するときは、事前に学校長の許可を得ること。
 - ウ 言葉づかい・服装・態度など、教師としての品性を保つこと。
 - エ 実習中に知り得た児童・生徒やその家庭の情報等は、慎重に取り扱うこと。
 - オ 特定の児童・生徒と、みだりに特別の指導をしないこと（勤務時間外も含む）。
 - カ 通勤は、原則として公的交通機関を利用すること。ただし、遠距離地の学校が実習校になっている場合など、特別な事情がある場合は、学校長に一任する。
 - （3）実習記録や学習指導案等提出物は、決められた日に提出すること。
 - （4）実習希望者が申請後に辞退することがないようにすること。
- 5 教育実習期間
 - （1）小学校は、教育実習生の受入が可能な期間とする。
 - （2）中学校は、原則として校長会で決定する5月の第3月曜日から6月第1金曜日までの3週間とする。
 - （3）上記の期間に実習が不可能な場合は、事前に協議を行う。

6 備考

(1) 手続の流れ



(2) 教育実習受入要件

出身校での実習	・原則として実習生が卒業した学校
出身校以外での実習	・栄養教諭実習を希望する者 ・通信制による免許取得をめざす者 ・ボランティア等で三木町立学校に貢献しており、実習学校長が受入を認める者

(3) 申請期限

三木町委員会教育長宛の教育実習承認申請書の提出期限は、原則として、実習前年度の1月末日までとする。

(4) 教育実習についての問合せ・教育実習承認申請書の提出先

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上310番地

三木町教育委員会 教育総務課 教育実習担当宛

電話：087-891-3313 FAX：087-898-1994